諮問庁:北九州市長

諮問日:令和6年3月15日(諮問第176号) 答申日:令和6年9月19日(答申第176号)

答 申 書

第1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、その一部を不開示とした処分について、不開示とした部分のうち「プライバシーマーク登録」の内容は開示すべきである。その他の部分を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「北九州市長(建築都市局都市計画課)(以下「処分庁」という。)の令和5年12月5日付け北九建都計都第1012号による審査請求人に対する行政文書一部開示決定の処分(以下「原処分」という。)において、北九州市情報公開条例施行規則(平成14年北九州市規則第15号。以下「規則」という。)第10条第1項第3号イ、エの電磁的記録の閲覧、複写の交付は、規則第10条第2項において電磁的記録の全部を公開する場合に行うとの規定から開示の判断を電磁的記録のファイル単位で行うとしていることを取り消す」という裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 令和5年9月29日付け北九建都計都第708号で株式会社〇〇との業務委託契約に関する行政文書の一部開示決定を受けた成果物(報告書とその電子データCD-ROM)のうち、紙に印刷された報告書は不開示部分が黒塗りされた状態で全ページ閲覧開示を受けた。

しかし、それを電子データ化したCD-ROMが契約書に明記されておりながら閲覧文書として漏れていることを口頭で指摘し、自主的な追加開示を求めても「紙報告書と同じ内容だから開示は不要」とした処分庁の不作為によりCD-ROMの存在(現物)確認すらできないまま長らく放置された。

(2) 上記(1)のとおり何の進展も得られないため、今回、新たにCD-ROM単独の開示請求をおこない、原処分を受けることで、「規則第10条第1項第3号イ、エの電磁的記録の閲覧、複写の交付は、規則第10条第2項により電磁的記録の全部を公開する場合に行うものとなっており、その開示の判断については、電磁的記録のファイル単位で行っている。」ことが明らかになった。

(3) 処分庁が規則第10条第2項の「電磁記録の全部」をファイル単位とみて開示の判断を行うとしているのは、1ファイルが数10ページからなる場合に1語でも不開示情報が含まれる場合、いたずらに数10ページもの不開示を行うことになり、北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。)の目的に甚だそぐわない取り扱いというべきである。

また、紙文書においては不開示部分を墨消ししてページ単位で開示している 現状とも著しくバランスを欠く。

(4) 本件処分により、現状において審査請求人は紙文書の開示閲覧を受ける場合に比べ閲覧が大きく制限されており、条例により等しく享受できる法的権利を大きく制限されている状態である。

条例の目的から原則公開を前提に考えるべきであり、現在処分庁がとっている開示の判断を電磁的記録のファイル単位で行うという解釈、運用は不当である。

- (5) 以上の点から、本件処分のうち開示の判断について電磁的記録のファイル単位で行っていることの取り消しを求める。
- (6) 本件処分において、プライバシーマーク登録については、ホームページ上に 株式会社○○の情報が公開されており、非開示理由にはあたらない。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年11月21日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年12月5日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として令和6年1月4日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように 要約される。

(1) 本件は、令和5年11月21日付けで、条例第5条の規定に基づき、処分庁に対し、『(略)令和5年11月21日に実施機関の建築都市局都市計画課から電子データ(CD-ROM形式)の閲覧開示請求があれば不開示情報を含む電磁的記録を不開示処理した当該電子データ(CD-ROM形式)を作成し閲覧に供する旨の教示を受けた。

ついては、当該電子データ(CD-ROM形式)を規則第10条第1項第3 号イによる閲覧を求める。(略)また、当該電子データ(CD-ROM形式)に ついて各1枚の複写(光ディスク)の交付を下記のとおり希望するもの』との 開示請求があった。

- (2) 処分庁は、本件請求にかかる行政文書の開示請求について、令和5年12月5日付けで規則第10条第2項に基づき、不開示情報を含む電子データファイルを削除して不開示処理したCD-ROMを新たに作成し、一部開示する旨の決定を行い審査請求人に通知した。
- (3) 本件請求は、規則第10条第1項第3号エ(「当該電磁的記録を光ディスクに 複写したものの交付」)に該当する方法により開示を請求するものである。その ため、開示方法については、規則第10条第2項(「前項に規定する開示の方法 (同項第3号ア及びウに掲げるものを除く。)は、電磁的記録の全部を開示する 場合に行うものとする。」)に基づき、審査請求人に対して説明した開示方法の とおり、CD-ROMに保存されたデータファイルのうち、不開示情報を含む データを有しているファイルについては不開示とし、本件処分を行ったもので ある。
- (4) また、審査請求人の主張する「CD-ROMの内容について、現在に至る途中で開示方法に関する処分庁の判断が変わったことをどう考えるか議論が必要」については、令和5年8月30日付けの審査請求人からの開示請求にかかる成果物である電子データ(CD-ROM形式)は、規則第10条第1項第3号アにより開示済みであることを、審査請求人に対し説明しており、開示の判断は変わっていない。

審査請求人への説明が変わった点は、CD-ROMの電子データ形式による 開示方法についてであり、規則第10条第2項における「電磁的記録の全部」 の解釈及び運用を、「CD-ROMごと」ではなく、CD-ROMに保存された 「電子ファイルごと」にするようにしたものである。

- (5) なお、「電子データ(CD-ROM形式)の閲覧を、報告書を閲覧することと同じとする処分庁の開示方法は、条例及び規則の解釈及び運用方法について如何なる根拠で確認できたのか明示すべき」については、電子データ(CD-ROM形式)は、規則第10条第1項第3号アにより開示をおこなっており、開示請求に対し適切に開示できているかについては、条例及び規則を所管する文書館との協議により確認している。
- 3 よって、条例第11条第1項の規定により、行政文書の開示を決定した本件処分は適法かつ正当であることから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年3月15日 諮問の受付
- ② 令和6年4月30日 審議

- ③ 令和6年5月28日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和6年6月20日 審査請求人からの意見聴取
- ⑤ 令和6年8月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、 審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

- 1 原処分に係る法令等の定めについて
 - (1) 条例第16条第1項について

条例第16条第1項は、「行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う」と規定している。

(2) 規則第10条について

電磁的記録の開示の実施方法として、規則第10条柱書に「次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、当該各号に定める方法とする」と規定し、規則第10条第1項第1号に「録音テープ又は録音ディスク」を、第2号に「ビデオテープ又はビデオディスク」の開示方法を規定している。それ以外の電磁的記録については、第3号として次のとおり規定している。

- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。) により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器 (開示を受けるものの閲覧又は視聴の用に 供するために備え付けられているものに限る。) により再生したものの閲 覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

また、規則第10条第2項として、「前項に規定する開示の方法(同項第3号 ア及びウに掲げるものを除く。)は、電磁的記録の全部を開示する場合に行うも のとする」と規定されている。

(3) 条例第7条第1号(個人情報)について 条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関す る情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と 照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個 人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に 関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にさ れ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、 生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及 びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」 については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第7条第2号(法人・企業情報)について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定した上で、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

- 2 成果品の電子データ (CD-ROM形式) の開示について
 - (1) 電磁的記録の開示については、上記1のとおり規則第10条に開示方法が規定されている。

今回、処分庁は、成果品であるCD-ROMの電磁的記録について、①規則第10条第2項の規定で電磁的記録の全部を開示する場合に行うこととされていること、②当該CD-ROMにファイル単位で保存されていること、③当該ファイルは、不開示情報を含むファイルと含まないファイルがあることから、不開示情報を含むファイルを除き、全部開示が可能なファイルのみ開示したものである。

(2) 規則第10条第2項では、同条第1項第3号イによる開示は、「当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴は、電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする」と規定されていることから、当該CD-ROMに保存されているファイルのうち、全部開示が可能なファイルのみ開示したこと

について、処分庁の開示方法が、規則第10条に反し違法又は不当であったと までは認められない。

(3) なお、審査請求人は「1ファイルが数10ページからなる場合に1語でも不開示情報が含まれる場合、いたずらに数10ページもの不開示を行うことになり、条例の目的に甚だそぐわない取り扱いというべきである。また、紙文書においては不開示部分を墨消ししてページ単位で開示している現状とも著しくバランスを欠く」と主張している。

この点については、条例第16条第1項において「文書又は図画」と「電磁的記録」はその開示方法を別に規定しており、行政文書の種類により開示方法が異なることは想定されている。

また、「電磁的記録」の開示方法には、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点から検討を行う必要があることから、条例第16条第1項において「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法によること」を規定している。

CD-ROM内の電磁的記録の不開示部分に黒塗り等の加工を行うことは、 紙の文書の不開示部分に黒塗り等の処理を行うことに比べ、電磁的記録の原本 同一性及び不開示部分のセキュリティ保持について、未だ技術的な問題が解決 したとまではいえない。

このため、今回の開示方法が、現行の規則第10条第2項の解釈、運用において違法又は不当な点があるとはいえない。

- 3 原処分の不開示部分の条例第7条該当性について
 - (1) 条例第7条第1号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

ア 令和4年度 北九州市立地適正化計画改定に係る検討業務委託

行政文書名	不開示情報
①業務計画書(第1回変更):令和4年度	電子データに記録されている
北九州市立地適正化計画改定に係る検討	氏名、顔写真、法人担当者の
業務委託	部署名・氏名・個人のメール
②業務打合せ・協議記録簿(第1回~第9	アドレス・印影
回)	報告書に記載された法人担当
	者の氏名

イ 令和3年度 北九州市立地適正化計画改定に係る基礎調査業務委託

①業務計画書(第1回変更): 令和3年度 北九州市立地適正化計画改定に係る基礎 調査業務委託

②業務打合せ・協議記録簿(第1回~第4 回) 電子データに記録されている 氏名、顔写真、法人担当者の 部署名・氏名・個人のメール アドレス・印影 報告書に記載された法人担当 者の氏名

ウ 北九州市立地適正化計画策定等に係る検討業務委託

行政文書名	不開示情報
①業務概要	電子データに記録されている
②まちづくり推進室:打合せ協議・記録簿	氏名、顔写真、法人担当者の
(第2回~第4回)	部署名・氏名・個人のメール
③共通:打合せ協議・記録簿(第1回、	アドレス・印影
第7回)	報告書に記載された法人担当
④業務計画書(初回、第1回)	者の氏名
⑤都市計画課:打合せ協議・記録簿(第2	
回~第6回)	

エ 平成31年度 区域区分見直し基準のあり方検討業務委託

行政文書名	不開示情報
①専門小委員会の開催支援(第3回)	電子データに記録されている
②業務計画書	氏名、顔写真、法人担当者の
③打合せ記録簿	部署名・氏名・個人のメール
④情報セキュリティ対策の点検チェック表	アドレス・印影
	報告書に記載された法人担当
	者の氏名

オ 平成30年度 区域区分見直し基準のあり方検討業務委託

行政文書名	不開示情報
①北九州市都市計画審議会専門小委員会の	電子データに記録されている
資料作成等	氏名、顔写真、法人担当者の
②打合せ記録 (第1回~第5回)	部署名・氏名・個人のメール
	アドレス・印影
	報告書に記載された法人担当
	者の氏名

これらの不開示情報である「電子データに記録されている氏名、顔写真、法人 担当者の部署名・氏名・個人のメールアドレス・印影、報告書に記載された法人 担当者の氏名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができる情報である。

よって、条例第7条第1号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第7条第2号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

ア 令和4年度 北九州市立地適正化計画改定に係る検討業務委託

ファイル名	不開示情報
業務計画書(第1回変更):令和4年度北九	電子データに記録されている
州市立地適正化計画改定に係る検討業務委	プライバシーマーク登録、情
託	報セキュリティポリシー

イ 令和3年度 北九州市立地適正化計画改定に係る基礎調査業務委託

ファイル名	不開示情報
業務計画書第1回変更:令和3年度北九州	電子データに記録されている
市立地適正化計画改定に係る基礎調査業務	プライバシーマーク登録、情
委託	報セキュリティポリシー

これらの不開示情報である「電子データに記録されているプライバシーマーク登録、情報セキュリティポリシー」については、当該法人に関する情報であって、公にするすることにより、当該法人の権利、その他正当な権利を害するおそれがあるものと認められる。

しかしながら、「プライバシーマーク登録」の内容については、当審査会においても株式会社〇〇のホームページにほぼ同一の内容が記載されていることが確認できた。そのためこれを不開示にする理由は乏しいといえ、開示することが妥当である。

また、「情報セキュリティポリシー」の内容については、同社のホームページにも公開されていないこと、また、当該情報には、同社の営業活動上の秘密が推測され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、不開示が妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、本件処分の不開示とした部分のうち「プライバシーマーク登録」の内容は開示すべきであり、その他の部分を不開示とした処分は妥当であるため、前記第1のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長阿 野 寛 之委員神 陽 子委員熊 谷 美佐子委員仲 野 宏 子委員中 村 智 美